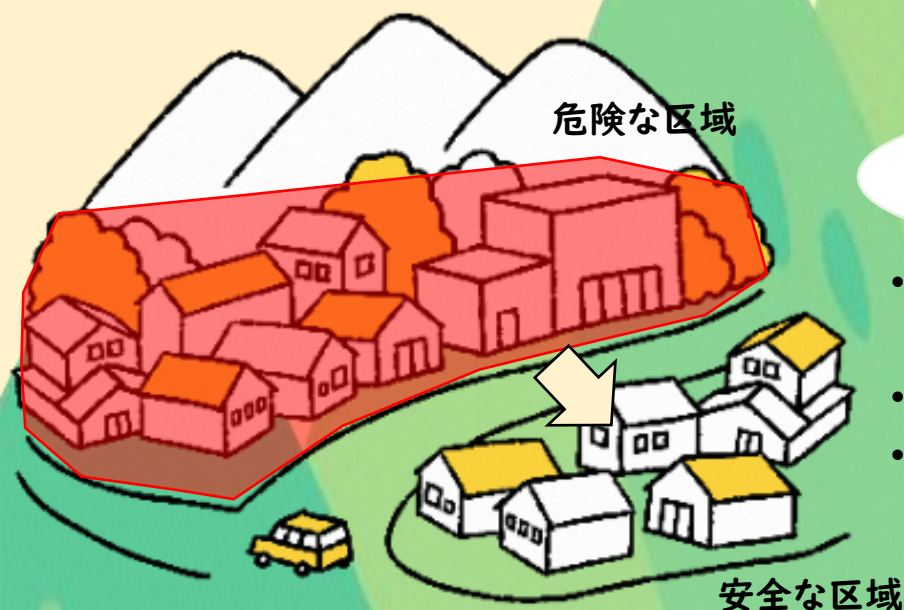


土砂災害の危険をしのぐ 住宅移転と補強を支援します

住宅移転 ～土砂災害の危険から住宅を避ける～



支援内容

- ・危険な区域(土砂災害特別警戒区域)の住宅の除却
- ・安全な区域への引っ越し
- ・引っ越し先が新築、中古住宅の場合の住宅ローン金利

補強 ～土砂災害の危険から住宅を守る～

支援内容

- ・住宅の補強、土砂災害対策施設の設計、工事

擁壁の設置など、土砂災害から住宅を守るための施設が対象です。



土砂災害から身を守るため3つのポイント

- ・住んでいる場所の土砂災害のリスクを確認
- ・雨が降り出したら気象情報に注意
- ・警戒レベル4で全員避難

本リーフレットに関する問合せ

茨木市 建設部 下水道施設課

TEL.072-620-1667

支援対象

【共通条件】

土砂災害特別警戒区域が指定される以前に建てられた住宅のうち、建築基準法施行令第80条の3に規定する構造基準に適合していない住宅であること

【住宅移転】

条件1：移転先が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）ではないこと。

条件2：移転先が茨木市内であること。

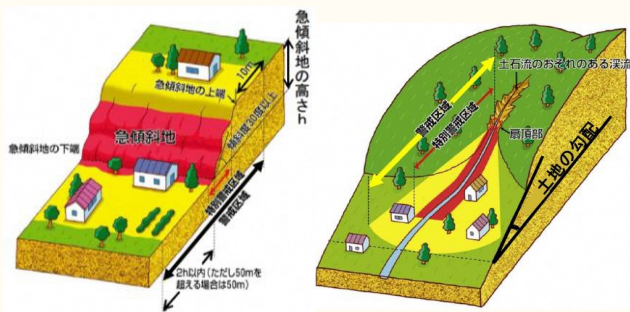
条件3：移転前の住宅に現に居住し、その住宅を必ず除却すること。

【補強】

条件1：支援対象者の課税所得金額が507万円未満であること。

条件2：現に居住又はこれから居住しようとする住宅であること。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）



住宅移転

①危険な区域（土砂災害特別警戒区域）の住宅の除却

・除却等費用：㎡当たりの限度額×延べ床面積

（令和7年度の限度額：木造住宅：3.3万円/㎡ 非木造住宅：4.7万円/㎡）

※㎡当たりの限度額は 住宅局標準建設費等通知に基づき毎年度変更されます。

最新の限度額は、大阪府のホームページでご確認ください。



②安全な区域への引っ越し

・引っ越し等に要する費用（動産移転費等）：97.5万円



③引っ越し先となる住宅が新築、中古住宅の場合の住宅ローン金利

・住宅ローンの金利相当費用（建物助成費）：最大421万円（建物325万円、土地96万円）

危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用のうち

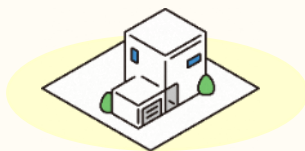
ローンに対する利子に相当する額の補助を受けることができます。



例) 延べ床面積140㎡の木造住宅の場合（これまでの制度活用実績の平均）



安全な区域への移転



①延べ床面積に応じて、建物の取り壊し費用
最大462万円（＝140㎡×3.3万円）

②引っ越し等に要する費用
最大97.5万円

③住宅ローンの金利相当費用（建物助成費）
最大421万円

例 年利率0.650%、返済期間30年で元利均等返済の場合の実質負担額（単位：万円）

	建物	建物に対する 金利相当額	土地	土地に対する 金利相当額
費用	3,200	325	950	96
補助額	—	325	—	96
実質負担額	3,200	0	950	0

※実際のローン契約に係る金利相当額は各金融機関にお問い合わせください。

補強

擁壁の設置など、土砂災害から住宅を守るための施設が対象です。

①住宅の補強、土砂災害対策施設の設計

・対象費用（設計費用の23%）：最大15.4万円（設計費限度額67.2万円）

②住宅の補強、土砂災害対策施設の工事

・対象費用（工事費用の23%）：最大77.2万円（工事費限度額：336万円）



制度に関する確認方法

対象区域内を確認したい方

大阪府 土砂法 指定状況

検索

